

# 新設電柱の抑制に向けた対応方策の取組状況

参考資料2

令和4年4月にとりまとめた対応方策に令和5年1月に取組状況を加筆【関係省庁連絡会議】

		対応方策	取組状況	備考
供給申込	新設電柱のみの対応	<b>【①-1:施工法の効率化】</b> (1)上下水道と同時期に予め電力管路を設置する <b>新たな施工法を検討【電力】</b> <b>【①-2:無電柱化に係るコストの削減】</b> (1)ケーブル、機器等の標準化と共同調達によるコスト削減【電力】 (2)側溝や小型ボックスの活用等低コスト手法の普及拡大【電力・通信、道路、都市】	<b>【①-1:施工法の効率化】</b> (1)同時施工の複数の実施例を創出。更に拡大していく。各インフラの工期を重複させることで、工期を半分に短縮する施工方法を提案し、事業者の参画を求めていく。 <b>【①-2:無電柱化に係るコストの削減】</b> (1)さらに特殊部のコンパクト化や通信との共用化等を新たに進める。 (2)低コスト手法は昨年より約200例増加。引込線のみ架空線とする方式等の低コスト化にも取組む。	資料1(工ネ庁)
		<b>【②-1:費用負担の見直し】</b> (1)電線共同溝法の指定を受けた地区内の幹線道路の無電柱化について、 <b>R3年度に補助対象を拡充【都市】</b> (2)電線共同溝法の指定道路以外でも、 <b>一般送配電事業者が費用を一部負担するよう託送供給等約款を改定【電力】</b> するとともに、 <b>施行者等負担分についてR4年度に新たな支援制度を創設【都市】</b>	<b>【②-1:費用負担の見直し】</b> (1)、(2)無電柱化推進計画事業及び無電柱化まちづくり促進事業の今後の活用に向けて周知を実施。一部地区においては、事業を活用し、一般送配電事業者と連携のもと無電柱化を推進中 (2)北海道、東京、中部エリアで適用事例を創出。更に拡大を図る。	資料1(工ネ庁)
		<b>【②-2:施工法の効率化】</b> (1)無電柱化のスピードアップに向けた <b>一体的な設計・施工の実施拡大【電力・通信、道路、都市】</b> <b>【②-3:普及啓発】</b> (1)自治体職員に向けた <b>ガイドラインの作成等</b> (取組事例の横展開を含む)【道路、都市】	<b>【②-2:施工法の効率化】</b> (1)東京電力PGから沖縄電力に手法を移転し、宜野湾市と連携した2事例目に着手。ノウハウを整理し、電力間の横展開を図る。また、PFI事業に電力関連会社が参画し工事費用の削減と工期短縮を図る。 <b>【②-3:普及啓発】</b> (1)R4年5月に市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドラインを策定・公表し、周知を実施。また、開発事業におけるガイドラインの作成に向けて作業中。 (2)R4年4月に道路事業における無電柱化推進のためのガイドラインを策定・公表し、周知を実施。	資料3(都市) 資料1(工ネ庁)
		<b>【③:優先度に応じた対応】</b> (1)レジリエンスの観点から重要なルートについて、 <b>低コスト化手法を活用しながら無電柱化を実施【電力・通信】</b>	<b>【③:優先度に応じた対応】</b> (1)2027年度まで約200km完成を目指し、約300億円投入し、レジリエンスの観点から無電柱化を推進。	資料1(工ネ庁)
		<b>【④:太陽光発電の分割抑制】</b> (1)保安規制の順守徹底と不要な電柱増加を防ぐため、 <b>太陽光発電など発電設備の分割規制を強化【電力】</b>	<b>【④:太陽光発電の分割抑制】</b> (1)2022年4月より分割を規制。本規制で将来的に数千本の抑制効果を見込む。	資料1(工ネ庁)
		<b>【⑤:緊急輸送道路の被害拡大防止】</b> (1)緊急輸送道路全線において <b>新設電柱の占用制限措置</b> を行うため、整備局等より <b>市町村へ措置の導入を促す【道路】</b> (2)沿道民地において <b>届出対象区域の導入</b> を図る(直轄国道から優先的に導入)。 <b>【道路】</b>	<b>【⑤:緊急輸送道路の被害拡大防止】</b> (1)今年度末の占用制限導入率は約98%になる見込み。引き続き、全線の占用制限の実施に向けて促す。 (2)直轄国道の中で、重要な緊急輸送道路を対象に指定に向け候補区間の届出対象区域の設定の手続きを開始。	資料4(道路) 資料4(道路)
再工	道路	<b>【⑥:道路整備時の無電柱化】</b> (1)同時整備の <b>課題把握</b> 、自治体へ <b>趣旨の徹底</b> を促す【道路、都市】 (2)郊外の緊急輸送道路等について、 <b>道路整備と同時に管路等を埋設</b> する整備を推進する。【電力・通信、道路、都市】	<b>【⑥:道路整備時の無電柱化】</b> (1)「通知」方法の改善などの手引きの改訂を令和4年度中に行い、自治体へ趣旨の徹底 (2)事前埋設ガイドラインを令和4年度中に発出予定	資料4(道路) 資料4(道路)
		<b>【⑦:既設電柱の削減】</b> (1)既設の電柱の <b>効率的配置による電柱の削減や、電力線と通信線の共架</b> を推進する。【電力・通信】 (2) <b>無線基地局や病院等の重要施設への単線の供給ルート等を選定</b> し、道路状況等に応じて、 <b>無電柱化を実施【電力・通信】</b> (3) <b>光ファイバーの地中化を図るための下水道管の活用【通信】</b> (4)緊急輸送道路については、 <b>電柱の更新時期や道路の拡幅工事等に合わせた移設や電線共同溝による無電柱化</b> を図る。【電力・通信、道路】 (5)自治体や事業者による <b>小規模開発の無電柱化事例を、新たに数戸の住宅開発を行う事業者に対しPRし、無電柱化を促す【電力・通信】</b>	<b>【⑦:既設電柱の削減】</b> (1)電力線と通信線の共架により、2021年度では約1.5千本の電柱新設を抑制。取組を引き続き継続していく。 (2)2027年度まで約200km完成を目指し、約300億円投入し、レジリエンスの観点から無電柱化を推進。 (3)令和4年度調査研究において、電気通信事業者の管路・幹線光ケーブルと下水道管路・光ケーブルの接続を実証し、技術的な課題や制度的な課題を把握予定。 (4)継続して取り組む。更新時期等明らかになった段階でブロック協議会等へ説明し、無電柱化につなげていく。 (5)国土強靱化セミナーやNPO団体のメルマガ等を通じて、同時施工の例など無電柱化の取組をPR。また、各事業者の活動として開発業者へ取組を発信。	資料1(工ネ庁) 資料1(工ネ庁) 資料2(総務) 資料1(工ネ庁) 資料1(工ネ庁)
無電柱化推進の取組	⑧	<b>新設電柱の調査</b>	・令和4年度以降も新設電柱調査を継続【電力・通信】	資料1(工ネ庁) 資料2(総務)
		<b>海外動向の調査</b>	・令和4年度に海外動向調査を実施【電力・道路】	
		<b>運用の改善</b>	・各地域の自治体等に対し、PR活動を実施。【電力・通信】 ・連絡・相談体制を整備し、個別の相談に対応。相談内容を踏まえ、地上配線の実施可能性の調査を開始等に取り組む。【電力・通信】	資料1(工ネ庁) 資料2(総務)